



平成 26 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 新 晃 工 業 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 武 田 昇 三
 (コード番号 6 4 5 8 東 証 第 一 部)
 問 合 せ 先 取 締 役 兼 専 務 執 行 役 員 津 澤 勲
 管 理 本 部 長
 T E L (0 3) 5 6 4 0 - 4 1 5 5
 (0 6) 6 3 6 7 - 1 8 1 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の当社第 65 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

社外取締役に必要な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を定款第 31 条として新設するものであります。また、条文の新設に伴い、現行定款の条数の繰り下げを行うものであります。

なお、第 31 条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

(下線部は変更箇所であります。)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役および取締役会 第 19 条～第 30 条 (条文省略) (新 設)	第 4 章 取締役および取締役会 第 19 条～第 30 条 (現行どおり) (社外取締役の責任限定契約) <u>第 31 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。</u>
第 31 条～第 44 条 (条文省略)	第 32 条～第 45 条 (現行どおり)

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)

定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)

以 上